

# 日本バイオマテリアル学会

## バイオマテリアル学会賞規定

(昭和62年2月5日理事会承認)  
(平成24年11月25日理事会において一部修正承認)

(総則)

1. バイオマテリアル学会賞の授賞については、この規定の定めるところによる。

(対象)

2. 本賞は、本会会員でバイオマテリアルの科学および技術に関する独創的かつ優れた業績を挙げた者に授与する。

(賞)

3. 本賞の授賞件数は、原則として毎年2件以内とする。授賞者には、賞状、賞碑を贈呈する。

(応募及び選考)

4. 本賞への応募は、本会指定の申請書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて毎年4月末日までに選考委員会に提出する。

選考委員会は応募者の中から授賞候補者を選考する。

5. 選考委員会に関する内規は、別に定める。

(授賞者の決定)

6. 授賞者の決定は理事会の議決を経て行うものとする。

(授賞者の表彰)

7. 授賞者の表彰は、毎年大会もしくはシンポジウム期間中の表彰式で行う。

(学会賞の英訳名)

8. 本賞の英訳名は、The Award of Japanese Society for Biomaterials (20・・・)とする。

この規定は、理事会の承認を得て施行する。